

病床機能再編支援交付金（病床ダウンサイジング支援事業）について

1 概要

地域医療構想の実現を推進することを目的として、病床数の適正化に必要な病床数の削減を行う場合、削減する病床の病床稼働率に応じ、交付金を交付する。（全額国庫による令和2年度新規事業）

＜今回交付対象となる医療機関＞

- ・愛知県厚生連農業協同組合連合会知多厚生病院（令和2年8月に削減済）

	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟	計
削減前	0床	108床	42床	54床	49床	253床
削減後	0床	108床	85床	0床	0床	193床
差引	0床	0床	△43床	54床	49床	60床

交付金対象：54床 - 43床 = 11床（稼働病床数から削減後の病床数の差）

病床稼働率：94.4%（当該病院から実績を聞き取り）

交 付 額：2,280千円 × 11床 = 25,080千円

2 交付要件等

[交付対象] 県内医療機関

平成30年度病床機能報告において、平成30年7月1日時点の機能について、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能のいずれかの医療機能を選択した病棟の稼働病床数を1床以上報告し、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に対象3区分のいずれかの病床の削減を行う場合。

[要件] 次の全てを満たすこと。

- ① 病床の機能分化・連携に必要な病床数の削減を行うものであるという各構想区域の地域医療構想推進委員会の議論の内容及び愛知県医療審議会の意見を踏まえ、愛知県知事が必要と認めたものであること。
 - ② 病床削減後の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における稼働病床数の合計の90%以下であること
 - ③ 同一年度内に同交付金の交付を受けていないこと。
 - ④ 同一年度内に病床削減病院等の開設者が、同じ構想区域内で開設する病院を増床していないこと。
- ※ 経営困難等を踏まえた自己破産による廃院は交付の対象とはならない。

[算定方法]

- ① 平成 30 年度病床機能報告において、対象 3 区分として報告された病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数対象 3 区分の許可病床数に対象 3 区分の病床稼働率を乗じた数) までの間の削減について、対象 3 区分の病床稼働率に応じ、削減病床 1 床あたり下記の表の額を支給する。

なお、病床稼働率については、平成 30 年度病床機能報告の数値を用いて算出するものとする。

病床稼働率	削減した場合の 1 床あたり単価
50%未満	1, 140 千円
50%以上 60%未満	1, 368 千円
60%以上 70%未満	1, 596 千円
70%以上 80%未満	1, 824 千円
80%以上 90%未満	2, 052 千円
90%以上	2, 280 千円

- ② 一日平均実働病床数以下まで削減する場合は、一日平均実働病床数以下の削減病床については、1 床あたり、2,280 千円を交付する。
- ③ 上記①及び②の算定にあたっては、回復期機能への転換病床数及び介護医療院への転換病床数を除く。